

諮問日：令和5年9月19日（令和5年度（情）諮問第30号）

答申日：令和6年3月21日（令和5年度（情）答申第45号）

件名：熊本地方裁判所における特定の裁判官の人事評価に関する司法行政文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、熊本地方裁判所長が、本件開示申出文書は、いずれも存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、熊本地方裁判所長が令和5年5月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

各文書が存在しないことはあり得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、本件開示申出文書が存在しないことはあり得ない旨主張している。
- 2 この点、本件開示申出に係る職員は、本件開示申出時点において、熊本地方裁判所から他の庁へ転出しており、熊本地方裁判所において本件開示申出文書を保有する必要はない。熊本地方裁判所において念のため本件開示申出文書を探索したものの、該当する文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和6年2月16日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出に係る職員について、本件開示申出時点で熊本地方裁判所から他の庁へ転出し、熊本地方裁判所において本件開示申出文書を保有する必要があることを説明し、加えて、熊本地方裁判所において念のため本件開示申出文書を探索したものの、該当する文書は存在しなかったことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果に照らしても、裁判官が他の庁に転出した後に前任庁において人事評価に関する文書を保有する必要があるとは認められず（裁判所法80条参照）、上記説明に特段不合理な点は認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、熊本地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 熊本地家裁・熊本簡裁職員であった特定裁判官に関する「裁判官の人事評価に関する規則」に基づいて提供された人事評価情報の一切。
- 2 熊本地家裁・熊本簡裁職員であった特定裁判官に関する2017年度から2019年度までの身上調書（その正式名称を問わない。）。
- 3 熊本地家裁・熊本簡裁職員であった特定裁判官に関する上記1の司法行政文書以外の2017年度から2019年度までの人事評価に関する司法行政文書（当該職員が職務の状況に関して評価権者に提出した書面、当該職員と評価権者の面談記録、評価書等の一切を含み、また、その正式名称を問わない。）。